

千曲市告示第44号

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成26年千曲市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 建替等 現在居住している住宅を建て替える場合及び当該住宅を除却して転居する場合並びに住宅を取得の上、建て替える場合をいう。

(13) 所有者 登記名義人のことをいう。

第4条第1項の表中

「

<p>その他の住宅又は特定既存耐震不適格建築物の精密耐震診断に要する費用。ただし、次に掲げる額を限度とする。</p> <p>(1) 特定既存耐震不適格建築物及びその他の住宅（一戸建て住宅を除く。）次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 面積1,000平方メートル以内の部分 3,670円/m²</p> <p>イ 面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 1,570円/m²</p> <p>ウ 面積2,000平方メートルを超える部分 1,050円/m²</p> <p>エ 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の費用を要する場合 1,570,000円</p> <p>(2) その他の住宅のうち一戸建て住宅 136,000円/戸</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額</p>
<p>次に掲げる耐震改修工事に要する費用。ただし、賃貸住宅の耐震改修工事を除く。</p> <p>(1) 既存木造住宅 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 耐震改修工事の対象経費の5分の4以内の額。ただし、1戸当たり</p>

<p>超えるもの（評価委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工事を含まむ。）</p> <p>(2) その他の住宅 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けることができる工事</p> <p>(3) 既存木造住宅又はその他の住宅のうち、一戸建てについて市が実施した耐震診断又は耐震診断事業により実施した耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について行う除却工事</p>	<p>1,000,000円を限度とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額（以下「特別控除の額」という。）</p> <p>(3) 除却工事の対象経費の2分の1以内の額。ただし、1戸当たり838,000円を限度とする。</p>
---	--

」を

「

<p>その他の住宅又は特定既存耐震不適格建築物の精密耐震診断に要する費用。ただし、次に掲げる額を限度とする。</p> <p>(1) 特定既存耐震不適格建築物及びその他の住宅（一戸建て住宅を除く。）次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 面積1,000平方メートル以内の部分 4,580円/m²</p> <p>イ 面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 2,350円/m²</p> <p>ウ 面積2,000平方メートルを超える部分 1,570円/m²</p> <p>エ 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の費用を要する場合 2,350,000円</p> <p>(2) その他の住宅のうち一戸建て住宅 204,000円/戸</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額</p>
---	----------------------

<p>次に掲げる耐震改修工事に要する費用。ただし、賃貸住宅の耐震改修工事を除く。</p> <p>(1) 既存木造住宅 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるもの（専門委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工事を含む。）</p> <p>(2) その他の住宅 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けることができる工事</p> <p>(3) 既存木造住宅又はその他の住宅のうち、一戸建てについて市が実施した耐震診断又は耐震診断事業により実施した耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について行う除却工事</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 耐震改修工事の対象経費の5分の4以内の額。ただし、1戸当たり1,150,000円を限度とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額（以下「特別控除の額」という。）</p> <p>(3) 除却工事の対象経費の2分の1以内の額。ただし、建替等は、1戸当たり978,600円を、建替等以外は、1戸当たり500,000円を限度とする。</p>
--	---

」に

改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「、住宅耐震改修事業」を「、住宅耐震改修等事業」に、「千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（住宅耐震改修事業）」を「千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（住宅耐震改修等事業）」に改め、同項第3号中「住宅耐震改修等事業」の次に「（耐震改修工事）」を加え、同号ウ中「耐震改修工事・除却工事前の精密耐震診断結果報告書」を「耐震改修工事前の精密耐震診断結果報告書」に改め、同号エ中「精密耐震診断結果計算書」

を「精密耐震診断結果報告書」に改め、同号オ中「・除却工事」を削り、同号カを次のように改める。

カ 専門委員会の評価書（既存木造住宅の耐震補強技術等について評価を受けた工法の場合）

第5条第1項第3号ク中「・除却工事」及び「（除却工事は除く。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 住宅耐震改修等事業（除却工事）の場合

ア 耐震改修工事・除却工事計画書

イ 除却工事前の耐震診断結果報告書

ウ 除却工事の見積書の写し（積算内訳が分かるもの）

エ 除却工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、外観写真等

オ 所得証明書

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8条第1項第1号ア中「写し」の次に「又は支出証拠書類」を加え、同項第2号中「住宅耐震改修等事業」の次に「（耐震改修工事）」を加え、同号ア中「・除却工事」を削り、「写し」の次に「又は支出証拠書類」を加え、同号オを削り、同号カ中「オ」を「エ」に改め、同号カを同号オとし、同項に次の1号を加える。

(3) 住宅耐震改修等事業（除却工事）の場合

ア 除却工事の受注者との工事請負契約書及び領収書の写し又は支出証拠書類

イ 施工中及び施工後の写真

ウ 除却工事施工者の建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する登録済であることが証明できる書類の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第18条ただし書中「50万円」を「57万5千円」に改める。

様式第1号中

「

補助対象経費の限度額 ②（面積等による限度額※） ただし、その他の住宅のうち一戸建ての場合は136,000円	
補助基本額 ③（①又は②の少ない額）	
④＝③×2/3（千円未満切捨て）	
消費税法における納税義務者に該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し

消費税仕入控除税額 ⑤ ※消費税法における納税義務者以外は記入不要
交付申請額 (④-⑤)

」を

「

補助対象経費の限度額 ② (面積等による限度額※) ただし、その他の住宅のうち一戸建ての場合は204,000円	
補助基本額 ③ (①又は②の少ない額)	
④=③×2/3	
消費税法における納税義務者に該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
消費税仕入控除税額 ⑤ ※消費税法における納税義務者以外は記入不要	
交付申請額 (④-⑤) (千円未満切捨て)	

」に、

「

※ 面積等による限度額は、床面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m²、床面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²、床面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²として合計した額に設計図書の復元、第三者機関の判定等、通常の耐震診断に要する経費以外の費用を要する場合は 1,570,000 円を限度として加算した額

」を

「

※ 面積等による限度額は、床面積 1,000 m²以内の部分は 4,580 円/m²、床面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 2,350 円/m²、床面積 2,000 m²を超える部分は 1,570 円/m²として合計した額に設計図書の復元、第三者機関の判定等、通常の耐震診断に要する経費以外の費用を要する場合は 2,350,000 円を限度として加算した額

」に

改める。

様式第 2 号中

「

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書
(住宅耐震改修等事業)

」を

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書

(住宅耐震改修等事業・耐震改修工事)

」に、

年度において、耐震改修工事・除却工事を下記のとおり実施したので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

」を

年度において、耐震改修工事を下記のとおり実施したので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

」に、

補助対象経費 (耐震補強工事② 除却工事③に要する工事費)	
②×4/5又は1,000,000円の少ない額 利子補給制度利用の場合②×2/5又は500,000円の少ない額 ③×1/2又は 838,000円の少ない額	
消費税法における納税義務者に該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
消費税仕入控除税額 ④ ※消費税法における納税義務者以外は記入不要	
交付申請額 (②又は③) -④	

」を

補助対象経費 (耐震改修工事に要する工事費) ②	
②×4/5又は1,150,000円の少ない額 ③ 利子補給制度利用の場合②×2/5又は575,000円の少ない額	
消費税法における納税義務者に該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
消費税仕入控除税額 ④ ※消費税法における納税義務者以外は記入不要	
交付申請額 ③-④ (千円未満切捨て)	

」に、

- (6) 耐震改修工事・除却工事前の精密耐震診断結果書報告書
- (7) 耐震改修工事後の精密耐震診断結果計算書
- (8) 耐震改修工事・除却工事の見積書の写し（積算内訳が分かるもの）
- (9) 評価委員会が耐震補強工事の性能を評価した認定書(既存木造住宅の耐震補強工事について評価委員会の認定を受けた場合)
- (10) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類（その他の住宅の場合）
- (11) 耐震改修工事・除却工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、各階平面図（床面積が分かるもの）、外観写真等

」を

「

- (6) 耐震改修工事前の精密耐震診断結果報告書
- (7) 耐震改修工事後の精密耐震診断結果計算書
- (8) 耐震改修工事の見積書の写し（積算内訳が分かるもの）
- (9) 専門委員会の評価書(既存木造住宅の耐震補強技術等について評価を受けた工法の場合)
- (10) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類（その他の住宅の場合）
- (11) 耐震改修工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、各階平面図（床面積が分かるもの）、外観写真等

」に

改める。

様式第2号の次に次の様式を加える。

様式第2号の2(第5条関係)

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書
(住宅耐震改修等事業・除却工事)

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者 住 所

氏名又は名称

[法人の場合、
代表者の氏名]

連絡先(電話番号)

年度において、除却工事を下記のとおり実施したいので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 除却の目的 建替等のため ・ 建替等以外のため

2 交付を受けようとする補助金額 円

3 交付申請額の算出方法

総工事費 ①		円
補助対象経費 (除却工事に要する工事費) ②		円
②×1/2又は(978,600円又は500,000円)の少ない額 ③		円
消費税法における納税義務者に該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
消費税仕入控除税額 ④ ※消費税法における納税義務者以外は記入不要		円
交付申請額 ③-④ (千円未満切捨て)		円

4 関係書類

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工したことを証明する書類
- (2) 建築物の所有権を証する書類
- (3) 納税証明書
- (4) 耐震改修工事・除却工事計画書
- (5) 除却工事前の耐震診断結果報告書
- (6) 除却工事の見積書の写し(積算内訳が分かるもの)
- (7) 除却工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、外観写真等
- (8) 所得証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (10) 共有者がいるとき、共有者の同意

申請に当たり、私の所有する住宅を除却工事することに、同意します。

住宅所有者(共有者) 署名

耐震改修工事・除却工事計画書

年 月 日

申請者 住所

氏名又は名称

[法人の場合、
代表者の氏名]

連絡先（電話番号）

申請建築物に係る工事の計画は次のとおりです。

1 建築物の概要

所在地		用途	・既存木造住宅 ・その他の住宅
構造・階数	造・地上 階 地下 階		
延べ床面積	m ²	補助対象床面積	m ²
着工年月	年 月 着工		

2 実施した耐震診断の概要

実施した耐震診断名	精密耐震診断 ・ 容易な耐震診断	
耐震診断実施日	年 月 日	
耐震診断結果の内容		
精密耐震診断の場合は下記も記入してください		
診断士の 氏名等	氏名	
	長野県木造住宅耐震 診断士登録番号 (既存木造住宅の場合)	
	建築士資格及び登録番号 (その他の住宅の場合)	

3 耐震改修工事等の概要

・耐震改修工事

改修工事 設計者	名称 氏名		資格	(一級・二級・木造)建築士
			登録番号	
	所在地	(電話番号)		
改修工事 監理者	名称 氏名		資格	(一級・二級・木造)建築士
			登録番号	
	所在地	(電話番号)		
改修工事 施工者	名称 氏名		建設業許可番号	
			大臣・知事 号	
	所在地	(電話番号)		
予定工期	年 月 日 から 年 月 日			
改修工事後の精密耐震診断結果				
耐震改修工事の内容				

・除却工事

除却工事 施工者	名称 氏名		建設業等許可番号	
			大臣・知事 号	
	所在地	(電話番号)		
予定工期	年 月 日 から 年 月 日			

様式第 4 号中

「

補助対象経費の限度額 ② (面積等による限度額) ただし、その他の住宅のうち一戸建ての場合は136,000円
補助基本額 ③ (①又は②の少ない額)
④=③×2/3 (千円未満切捨て)
消費税仕入控除税額 ⑤※消費税法における納税義務者以外は記入不要
交付申請額 ④-⑤

」を

「

補助対象経費の限度額 ② (面積等による限度額) ただし、その他の住宅のうち一戸建ての場合は204,000円
補助基本額 ③ (①又は②の少ない額)
④=③×2/3
消費税仕入控除税額 ⑤※消費税法における納税義務者以外は記入不要
交付申請額 ④-⑤ (千円未満切捨て)

」に、

「

補助対象経費 (補強工事費② 除却工事③ に要する工事費)
②×4/5 又は 1,000,000 円の少ない額 ③×1/2 又は 838,000 円の少ない額
消費税仕入控除税額 ④※消費税法における納税義務者以外は記入不要
交付申請額 (②又は③) -④

」を

「

補助対象経費 (改修工事費② 除却工事③ に要する工事費)
②×4/5 又は 1,150,000 円の少ない額 ④ ③×1/2 又は 978,600 円・500,000 円の少ない額 ⑤
消費税仕入控除税額 ⑥※消費税法における納税義務者以外は記入不要
交付申請額 (④又は⑤) -⑥ (千円未満切捨て)

」に改める。

様式第 8 号中

「

3 耐震診断費用又は耐震補強・除却に要した工事費

円

」を

「

3 耐震診断費用又は耐震改修・除却に要した工事費

総工事費

円

補助対象工事費

円

」に、

「

(2) 住宅耐震改修事業の場合

ア 耐震改修工事・除却工事の受注者との工事請負契約書及び領収書の写し

イ 耐震改修工事の施工箇所、補強の内容等を明記した図面

ウ 各施工箇所における工事内容ごとの施工前、施工中及び施工後の写真

エ 設計どおりに施工されたことを確認する建築士の適合確認書

オ 除却工事施工者の、建設業許可証又は建設リサイクル法において登録済
であることを証明する書類等の写し

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

」を

「

(2) 住宅耐震改修等事業(耐震改修工事)の場合

ア 耐震改修工事の受注者との工事請負契約書及び領収書の写し又は支出証
拠書類

イ 耐震改修工事の施工箇所、補強の内容等を明記した図面

ウ 各施工箇所における工事内容ごとの施工前、施工中及び施工後の写真

エ 設計どおりに施工されたことを確認する建築士の適合確認書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 住宅耐震改修等事業(除却工事)の場合

ア 除却工事の受注者との工事請負契約書及び領収書の写し又は支出証拠書

類

イ 施工中及び施工後の写真

ウ 除却工事施工者の、建設業許可証又は建設リサイクル法において登録済
であることを証明する書類等の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

」に

改める。

(千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱を改正する告示の一部改正)

第2条 千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱を改正する告示（令和6年
千曲市告示第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和9年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定
は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るもの
については、なお従前の例による。